

# 環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）  
清水行政局 建設環境室

## ごみ分別すれば資源！

### 粗大ごみの特別収集

不用になつた家庭用電化製品や自動車などの粗大ごみ収集を次の日程で実施します。集める場所については各地区の回覧物をご覧ください。指定された日時や場所を守り、区役員の指示に従つて出してください。

### 吉備地域

- ・御靈地域／5月17日（月）
- ・田殿地域／5月19日（水）
- ・藤並地域／5月21日（金）

### 金屋地域

- ・石垣・生石地域／6月7日（月）
- ・五西月地域／6月9日（水）
- ・鳥屋城・岩倉地域／6月11日（金）

※いずれの地域も時間は朝7時～朝9時です。

※清水地域は10月ごろ実施予定。

### 出してよいもの

マッサージ機・ベビーカー・楽器類・スポーツ用品・健康器具・自転車

### 出してはいけないもの

車・椅子・テーブル・ベッド・ガスこんろ・石油ファンヒーター・電気こたつ・音響機器・照明器具・幼児用大型玩具・家電リサイクル4品目以外の家電製品など

※一般家庭から排出されるもので、出してはいけないものに該当するものを除く

### 野焼きは原則禁止です

最近、町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一六条の二」で禁止されています。例え、少量の生活ごみと思っても焼却することはできません。地面に穴を掘つての焼却・ドラム缶焼却・プロック囲い焼却など、いずれの焼却も禁止されています。

煙やすすの発生はもちろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に悪影響を与えます。法律で認められているせんてい枝、稻わらなど農林業を営

マ式など）・冷蔵（冷凍）庫・洗濯機および衣類乾燥機・エアコン（室外機を含む）

も、近隣から苦情が出ないよう配慮をお願いします。悪質な野焼き行為は法律により罰せられ5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。

### PCリサイクルマーク付きパソコン

危険なもの・専門業者以外で処理できないもの／消火器・ガスボンベ・草刈機・エンジン類・ワイヤー・がれき類・塩ビ管・針金・網・石こうボード・建築廃材・コンクリートブロックなど



### 家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和3年（2021年）2月／約263トン  
前月から約32トンの減少

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。